

第十三回国会 衆議院 農林委員会 議録 第二十一号

昭和二十七年四月二日(水曜日)

午前十一時五十一分開議

出席委員

委員長 松浦 東介君

理事河野 謙三君 理事平野 三郎君

理事小林 運美君 理事井上 良二君

宇野秀次郎君 小笠原八十美君

越智 茂君 小淵 光平君

川西 清君 坂田 英一君

坂本 實君 千賀 康治君

吉川 久衛君 坂口 主税君

高倉 定助君 石井 繁丸君

竹村奈良一君 足鹿 覺君

出席政府委員

農林政務次官 野原 正勝君

農林事務官 小倉 武一君

(農政局長)

委員外の出席者

議員 藥師神岩太郎君

農林技官(農地局建設部長) 堀 直治君

害復旧課長) 専門員 難波 理平君

専門員 岩隈 博君

専門員 藤井 信君

三月二十八日

農業災害補償法臨時特例法案(内閣提出第一三七号)

飼料需給調整法案(井上良二君外九十六名提出、衆法第二〇号)

同月三十一日

主要農作物種子法案(坂田英一君外二十三名提出、衆法第二三三号)

米穀の政府買入価格の特例に関する法律案(松浦東介君外二十三名提出、衆法第二五号)

同月二十八日

部落農業団体の活動促進並びに国庫補助に関する請願外六件(船田享二君紹介)(第一七五三号)

同外四件(今井耕君紹介)(第一七九二号)

澱粉工業救済に関する請願(青木孝義君外二名紹介)(第一七八八号)

同(山口六郎次君紹介)(第一七八九号)

同(清水逸平君外一名紹介)(第一七九〇号)

同(佐瀬昌三君紹介)(第一七九一号)

の審査を本委員会に付託された。

同月二十九日

蚕糸行政機構独立存置に関する陳情書(秋田県蚕糸販賣農業協同組合連合会会長高畑(第一〇八一号)

同(茨城県蚕糸販賣農業協同組合連合会会長海老沢初太郎(第一〇八二号)

同(三重県蚕糸販賣農業協同組合連合会会長田中政郎(第一〇八三号)

同(高知県蚕糸業会会長山崎正辰外四名(第一〇八四号)

林野行政機構改革に関する陳情書(岡山県後月郡高屋町長岡本寛一外三名(第一〇八五号)

同外四件(熊本県天草郡宮地村大宮地農業協同組合長國田武門外四名(第一〇八六号)

を本委員会に送付された。

本日(の)會議に付した事件

急傾斜地帯農業振興臨時措置法案

(坂本實君外四十六名提出、衆法第二二一号)

主要農作物種子法案(坂田英一君外二十三名提出、衆法第二三三号)

○松浦委員長 これより農林委員会を開会いたします。

○小林(運)委員 この際は議事進行について委員長の見解を求めたいと思っております。最近本委員会におきましては、重要な法案がたくさん出ておりました。また議員提案の法律案も相当出ておりますが、先般もあつたこととありますが、われ／＼各党の委員がそろわないうちに議決してしまつていふようなことがしばしばありまして、かようなことは本委員会の運営上非常に遺憾なことと思つたので、委員長は今後こういうことをやつて行かれるかどうか。われ／＼委員として非常に不満足であります。その点を十分お考えの上ではつきり言明を願ひたい。

それからも一つは、委員会の開催についてであります。與党の方でもいろいろ問題はあります。またわれ／＼も各党において各案件について党内で話し合ひをしなければいかぬことも相当ある。これは與党、野党を問わず同じことだと思ふ。しかしそういうような場合には、一応われ／＼に諮つて了解を求めてやるのが委員会の運営上いいとわれ／＼は考へておられるけれども、そういう点が非常にルーズになつておる。こういう点、委員長はどんなふうにお考へになるか。一応委員長

の見解をただしておきたいと思ひます。

○松浦委員長 小林君の御質問に對して私の気持ちを申し上げます。むろん本委員会は最初に私がお約束申し上げましたように、民主的なかつ円満な委員会の運営をいたしたいと思ひまして、私といたしましては日夜最善の努力をいたしておるつもりでございます。また各派を代表いたしますところの理事會というものを尊重いたしまして、随時理事會を開きまして、その運営の御相談をいたしておるつもりでございます。至らざる点につきましては今後十分気をつけて善処いたしたいと思ひます。

○小林(運)委員 あなたの今おつしやつたことはいいんですけれども、それが実行されない。たとへば委員長就任早々われ／＼と約束したことは、委員會は大体水、木、金の三日を原則としてやりたい、この原則は原則として認めます。それ以外に理事會も正式に開かず、かつてに予定以外の日に開いてしまつたというところがあつた。そういうような点も実行をしておらない。あなたがそうおつしやつても実行しなければ何にもならない、その点も十分ひとつづつをつけてもらいたい。理事會もなるべく正式に開いてもらいたい。かつて二、三の人が急に理事會をやる。いろいろ都合があつて出られない、やはり時間をきめて公報にのしつたのをもつて正式な理事會とわれわれは考へる。しかしわれ／＼がここに

みな出席しておるときには、随時開いてもかまわない。出席してないときとか、あるいはおしまいにちよつとやつて、それをもつて理事會だといふようなことは、これはりくつを言へば理事會になるかもしれないけれども、それは議事の運営上非常によろしくないと思ふ。こういう点を委員長は十分考慮してもらいたい。

○松浦委員長 ただいまの小林君の御意見でございますが、私も重々その点については気をつけておるつもりでございます。それから、特に各党を代表なさる理事諸君におかれましては、ひとつ十分その点私を補佐する意味において、事前に御注意なり何なりを承りたいと思ひます。

まず主要農作物種子法案を議題といたし、審査に入ります。まず本案の趣旨について提出者の説明を求めます。坂田英一君。

主要農作物種子法案

(目的)

第一條 この法律は、主要農作物の優良な種子の生産及び普及を促進するため、種子の生産については、場審査その他助成の措置を行うことを目的とする。

(定義)

第二條 この法律で「主要農作物」とは、稻、大麦、はたか麦及び小麦をいう。

第三條 この法律で「場審査」とは、都道府県が、種子生産は場において

を本委員会に送付された。

本日(の)會議に付した事件

急傾斜地帯農業振興臨時措置法案

を本委員会に送付された。

本日(の)會議に付した事件

急傾斜地帯農業振興臨時措置法案

を本委員会に送付された。

本日(の)會議に付した事件

急傾斜地帯農業振興臨時措置法案

を本委員会に送付された。

本日(の)會議に付した事件

急傾斜地帯農業振興臨時措置法案

を本委員会に送付された。

本日(の)會議に付した事件

急傾斜地帯農業振興臨時措置法案

を本委員会に送付された。

本日(の)會議に付した事件

急傾斜地帯農業振興臨時措置法案

栽培中の主要農作物の出穂、穂ぞろい、成熟状況等について審査することとする。

第三條 (ほ場の指定)

第三條 都道府県は、あらかじめ農林大臣が都道府県別、主要農作物の種類別に定めた種子生産ほ場の面積をこえない範囲内において、譲渡の目的をもつて主要農作物の種子を生産する者が経営し、又は市町村若しくは農業者の組織する団体の委託を受けて主要農作物の種子を生産する者が経営するほ場を指定種子生産ほ場として指定する。

2

その経営するほ場について前項の指定を受けようとする者は、省令で定める手続に従い、都道府県にその申請をしなければならぬ。

(ほ場審査)

第四條 指定種子生産ほ場の経営者(以下「指定種子生産者」という。)は、その経営する指定種子生産ほ場については、ほ場審査を受けなければならない。

2

ほ場審査は、指定種子生産者の請求によつて行ふ。

3

都道府県は、指定種子生産者から前項の請求があつたときは、当該技術員に、ほ場審査をさせなければならない。

4

ほ場審査の基準及び方法は、都道府県が農林大臣の承認を受けて定める。

5

第三項の規定により、ほ場審査を行う当該技術員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があつたときは、これを呈示しなければならない。

なければならない。

(ほ場審査証明書の交付)

第五條 都道府県は、ほ場審査の結果、当該主要農作物が前條第四項の基準に適合すると認めるときは、当該請求者に対し、省令で定めるほ場審査証明書を交付しなければならない。

(都道府県が行う勧告等)

第六條 都道府県は、市町村、農業者の組織する団体又は指定種子生産者に対し、主要農作物の優良な種子の生産及び普及のために必要な勧告、助言及び指導を行わなければならない。

(国の助成)

第七條 国は、毎年度予算の範囲内で、政令の定めるところにより、都道府県に対しては、ほ場審査及び前條の事務を行うために必要な経費の一部を、指定種子生産者に対しては、主要農作物の種子を生産するために必要な経費の一部を補助することができる。

2

国は、毎年度予算の範囲内で、農林大臣の指示するところに従い、主要農作物の種子の生産を行う都道府県に対し、その生産を行うために必要な経費の一部を補助することができる。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 農産種苗法(昭和二十二年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

(第一條第一項中「農作物」の下に「稻、大麦、はだか麦及び小麦を除く。」を加える。

○坂田(美)委員 主要農作物種子法案について、提案理由の説明を申し上げます。

米麦等主要食糧の増産をはかり、国内においてその自給率を高めますことは、わが国の自立の基礎条件であることは申し上げるまでもないところであります。従いまして施策の重点が米麦の増産に集中されていることは当然であります。米麦の増産のためには、優良な種子を確保し、これを普及する

ことが根本的な方法であると存するものであります。しかしながら米麦の種子につきましては、需要者が極度に現金支出をきまらう農家であり、しかも自家採種ができませんので、優良な種子の導入が増産の要諦であることを知りながらも、自発的にこれを行つていないというのが実情であります。一方優良な種子を生産するためには、特別な技術と管理が必要とされ、その生産費が一般の米麦と比較しておのずから高くなるにもかかわらず、その収量は一般米麦に比して低位にありますので、その種子が高価なものとなり、かくては農家の需要の減退するのは自然の理であり、従いまして、優良な種子の栽培、普及はとうてい望み得ないのであります。ここに国または地方公共団体がその生産と普及について特別の指導ないし助成を行う必要が生じて来るのであります。

歴代の政府においても、このことの重要性にかんがみ、つとにこれら種子の生産及び普及事業のための助成と指導をいたして参つたのであります。その施策は必ずしも一貫性を持たず、さしたる効果を上げ得なかつたのであります。

御承知のごとく優良な種子を確保するには、単なる種子の現品検査をもつてしてはとうてい実効を期しがたいのであります。圃場において栽培中の農作物につき出穂、穂ぞろい、成熟状況等について審査を行い、優良な種子としての適否をあらかじめ判定する制度を確立し、農民が安心してこれら圃場において生産された種子を導入し得るような態勢をととのえることが肝要であります。これと同時に、圃場経営者に対しては勧告、助言及び指導を行い、当該圃場の種子用米穀の供出免除の措置を考慮し、あわせて財政的援助を行つて初めて優良な種子の生産確保並びにこれが普及の効果も期し得るのであります。かかる優良な種子の生産、普及に関する国、都道府県の指導助成の基本方針を確立し、これが制度の恒久化をはかるために今回ここに本法案を提出したのであります。これが本法案を提出した理由であります。

以下法律案の主要な内容について概略御説明申し上げます。まず第一は、生産普及の対象となつていく種子は、稻、大麦、裸麦及び小麦の種子であるということであり、さきに申し上げました通り、米麦はわが国農業の基本的作物であり、国民食糧の根幹であり、その優良な種子の生産確保並びにこれが普及はきわめて大切なものであるにもかかわらず、蔬菜類のごとく他花受精するものを自家採取すれば、発芽直後より著しい異型退化の現象を呈するのであります。稻麦等については、いわゆる自花受精いたしますため、自家採種が行われ、優良な種子の生産及び普及が最も行われたいものであります。さりとて稻麦等

も毎年自家採種すれば、遺伝因子の分離、一部自然交雑等によつて、種子は品質、生産力ともに低下して参りますので、過去の試験成績によつてみて、最小限度一年おきに専門的に採種した優良な種子と更新をする必要があるものであります。従つて本法律案に、いわゆる種子とは米麦の種子をいふのであります。

第二に、優良な種子の生産を確保いたしますために、都道府県は、種子の生産圃場を、指定種子生産圃場として指定し、指定を受けた者に圃場審査を受けることを義務づける一方、国はその経営に要する経費の一部を補助し、その生産費を補償することによつて、一般農民が等量の米麦でもつて、優良な種子と交換し得る道を開き、もつて優良な種子の普及をはかりとするものであります。なお、指定種子生産圃場において生産された米麦については、別途食糧管理法に基く供出の免除を行う方針であります。

第三に、ただいま申し上げましたように、指定種子生産圃場については、都道府県の圃場審査を受けるべきことを、その経営者に義務づけたこととあります。優良な種子であるかどうかの判定は、もみについてだけ検査を行つても十分にこれを確認することは困難であり、かつまた農産物検査法による検査は、種子としての合格、不合格を判定することを目的としたものでないものであります。どうしても立毛について公的機関が個別に審査して、将来種子として適格であるかどうかを認定するとともに、優良な種子の生産のため、必要な指導を加えることが肝要なのであります。これが圃場審査を義務

づけたゆえんであります。圃場審査に合格いたしましたものに対しては、圃場審査証明書を交付いたすことになつておりますので、その圃場において生産された種子は、一応優良な種子として、農民が安心してこれを使用し得ることと相なるのであります。

しかしして、これら指定種子生産圃場において使用すべき種子を供給するために、いわゆる都道府県において原種圃を經營することとし、これらの府県に対して国が所要経費の一部を補助すべきものとし、優良な種子の供給をはかることとしたのであります。

第四に、優良な種子の生産を確保し、さらにこれら種子の使用を農家に普及させるために、都道府県、市町村、種子の生産者等に対して必要な勸告、助言及び指導を行うべき義務を課し、これに要する経費の一部を国が補助し得ることとしたのであります。

以上のような措置を恒久的に制度化することによつて、米麦の優良品種の確保をはかり、食糧増産という国家的要請に答へんとするのが、本法案の骨子でありますので、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同を得られますよう切望する次第であります。

○松浦委員長 本法案に対する質疑は、次会よりこれを行うことにいたします。

○松浦委員長 引続きこれより急傾斜地帯農業振興臨時措置法案を議題といたします。御質疑なり御意見のある方は、発言を許します。

○竹村委員 まず私は、提案者にお伺いしたいのでございます。この措置法の第二條でございまして、第二條

で、急傾斜地帯を定めるのに、政令に委任しておるわけですが、そこで「政令で定める基準以上」という法文の中にありますが、この急傾斜地帯を定める基準は一体どういふところに置くかとするのか。単に政令に一切を委任してしまつて、その点を明らかにされておかないと思ひますので、一体その基準といふものは、どういふところをもつて基準とするのか、その定める基準の基礎をお示し願ひたいと思ひます。

○坂本(實)委員 いわゆる急傾斜地帯といふものは、この急傾斜地帯と第二條にも明らかにいたしておきましように、土地の傾斜度と土壌の浸蝕度といふものを一応基準に置くのでありまして、土地の傾斜度につきましては、いろいろ御意見もあろうかと思ひますが、提案者といひました一応予定いたしておきましようは、おおよそ二十度くらいのものでありましておきます。さらにまた土壌の浸蝕度といふことではありますが、これはいろいろの観点から技術的に研究される問題であらうと思ひますが、地質の関係とか、あるいはまた地勢の関係とか、あるいはまた台風の頻度といふようなものを一応基準に置くべきものであらう、こう考へておきます。これらの点につきましては、いろいろ技術的にこれは検討しなければならぬ問題が残つておると思ひます。さらにまた、この傾斜度なりあるいは土壌の浸蝕度の、これらの特殊な地帯は、つまりその後段におきまして、これらの地帯におきまして農業労働力といふものは、非常に過重なものになつておるというところであり、かつまたそれが集団的に存在する

る地帯である、こういうことでもあります。従つてこの集団的な広さをどれくらいに見るかということにつきましても、いろいろ見解があらうかと思ひますが、ただいま申し上げましたとおりな点で、ひとつこれは政令で、いろいろ技術的にもまた實際的にも研究いたしまして、そうしてきめて行く、こういうふうに考へておるわけであり

○竹村委員 大体急傾斜地帯を二十度の傾斜地帯といふことを基準として定める、この点は明らかになつたのであります。この点は明らかになつたのであります。大体二十度の急傾斜地帯といふことになりますと、全国において相当歴大な数になると思ふのであります。これは大体全国の耕地の何パーセントにあたるものであるか。たとへばこれに對するところの法律が制定せられますと、もちろん予算的な措置が伴わなければならぬことになりますと、その点を明らかにしておきたいと思ひ

○坂本(實)委員 お答えをいたしまし。農林省におきましてもいろいろ調査をいたしておきますと、事務当局から一応お答えをさせていただきます。

○堀説明員 この法律に、ちよつと適用するようにはつきりした調査というもの、これは、これからまだやらなければなりませんので、正確な数字はたまだ申し上げる段階に入つておりませんけれども、傾斜が大体十五度以上の耕地及び二十度程度以上の耕地について調べました結果によりますと、十五度以上の傾斜につきましまして、全国で約四十九万九千歩あるわけ

でございます。この畑地の平均は一八・五%に相当いたしております。このうち二十度以上に相当すると思われまものは、全国で、畑で十三万三千二百二十歩でございます。これは六・二%に相当いたしております。

○竹村委員 そういたしますと、傾斜地といふものの基準を十五度以上にするのと二十度以上にするのとは、これに溶する畑地の開きといふものが相当大きいと考へます。十五度以上にするのと二十度以上にするのとは、三分の一以下になると思ひますが、二十度以上にしたならば、全国でこの法律の恩恵を受ける者は非常に少くなると思ひます。以上を改めるような考へがあるかどうか、これを伺つておきたいと思ひ

○坂本(實)委員 提案者といひましたし、特に急傾斜地帯と法案の名称もいたしたのであります。今お話をいたしましたように、十五度以上をとりますれば、相当広い範囲のものがこの法の適用を受けるといふことにならうかと思ひますが、そこらの限界の決定はきわめて問題であらうと思ひますが、国会等におきますと、御意見等もあらうかと思ひますので、これらの点は十分御意見のありますところを尊重して、それ、農林当局の方に指示いたしたい、かように考へておるわけでありま

○竹村委員 引続きまして第十條についてお伺いしたいと思ひます。この第十條では、「農業振興計画は、左に掲げる事項を含むものとする」といふことになつておるのであります。その一、こゝで私の伺つておきたいのは、その一

の「農地の保全及び改良に関する事項」これといふゆる農業委員会との関係は一体どうなるのか。それからもう一つ、その三の「農業技術の改良及び農業經營の合理化に関する事項」といふのが入つておるのでありますが、これは改良普及所なんかとの関係は一体どうなるのか。それからもう一つ、四では「農畜産物の加工、販売その他処理についての共同施設に関する事項」これは町村の協同組合等との関係は一体どうなるのか。こういう点は農林省からでも、提案者からでもつけようでございますが、こういう関係についてひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○堀説明員 ただいまの農業振興計画については、急傾斜地におきまして一番問題となりますのは、農地の保全及び改良であります。保全の方法その他については、前から相当問題になつておりましたが、この法律によりますと、おの／＼の地区について、その地区で最も適當な方法を計画いたしました。それを内容といたすということでございます。次の第二項の農業用道路につきましまして、急傾斜地には道路がないために、非常に農業經營上の支障を起す場合が多く見受けられるのであります。これの計画を立てるといふことでは、いづれもこれは土地改良法にも関係があることではございまして、場合によりましては、土地改良法に準じてやつ行くということになります。ものによりましては、農業委員会その他においても、そういうような計画ははかられておることもございまして、その間の運用は、つまり農業委員会を通ずるといふことは、その地区々々によつてか

わつて来る問題であろうと思つてお
ります。第三、第四の問題につきま
しては、いずれもその地方々々の特徴が
ありますので、改良局あるいは出先の改
良実験所ですか、今の農業試験場とい
うようなところと相談もし、あるいは
府県におきます改良普及員の忠告を入
れてやつて行くという事になります。

農畜産物の加工につきましても、当然
これも同じようにそれらの指導機
関、国あるいは府県あるいはまた町村
の指導機関の指導によつて、計画を立
てて行くという事になります。

○竹村委員 その点はわかるのでござ
います。私の聞きたいのは、つまり
この法律によりまして、急傾斜地帯農
業振興対策審議会の議決を経て、そし
て町村あるいは府県がこれを行うとい
う事になつておるのでござります。

が、この対策審議会できまして、町村
がこれを行うという場合に、先ほど申
しました農地の保全及び改良に関する
事項が、農業委員会と権限の關係等に
おいてどうなるのか。あるいはまた三
の農業技術の改良及び農業経営の合理
化に関する事項、これも市町村あるいは
審議会に権限がまかされておるのでござ
ります。これにはいづゆる農業の改良
普及所というものを県がやつておる
が、こういう關係において、一体摩擦
その他のことが起らないのかどうか。

あるいは四の、農畜産物の加工、販売
その他処理についての共同施設に関す
る事項という、広汎な事項があるの
ござります。これは御承知のように、市
町村におけるいづゆる協同組合がこの
事項をやつておるのであります。従つ
て、この事項をやつておるのに、また
市町村が対策審議会を設けてこれら

やろうとした場合に、こういう相互関
係におけるところの調節あるいは摩
擦、そういうものが起らないかどう
か。その点は一体どうするかというこ
とを聞いておるわけでありまして、そ
の点を御説明願ひたい。

○坂本(實)委員 第四條の二項におき
まして、市町村長は、農業振興計画を
定めるには、あらかじめ公聴会を開い
て、關係人の意見を取入れまして、こ
れを決定して行く、こういうふうにな
つております。従つて摩擦は起らない
と考えております。

○竹村委員 その場合に、大体こうい
う審議会ができました。たとえばこ
こで定められている事項は、結局協同
組合なら協同組合がやるのか、あるい
はその他の農地の保全及び改良に関す
る事項は、農業委員会が担当するとか
いうことになりましたならば、それ
でいいということになるのであります
か。その点どうですか。

○坂本(實)委員 施行は、今の御意見
の通りでいいと思つております。

○竹村委員 それではもし公聴会にお
いて、そういうところをまかせない、
少くとも町村が独自にやるというよう
な事になつた場合は、一体どうなり
ますか。

○編説明員 この法案におきまして
は、農業振興計画を立てることはきめ
てあります。その実施に關しまして
は、それらの機關にまかせてやる
よになつておりました。公聴会その
他で、たゞいまお話のように市町村が
やるということになれば、それは市町
村が当然やらなければならぬと思ひま
すけれども、それもおのづかの系統を
通じて実施するということになるの

で、その点の摩擦はないものと考えて
おります。

○竹村委員 私はその点はつきりして
おきたいのでござります。もちろん摩
擦は起らないと思ひますが、起つた場
合において、市町村がこれを独自に行
うということになりますならば、起ら
ないといつても、現実にやつておる団
体、たとえ農畜産物の加工、販売その
他の処理についての共同施設を協同組
合が持つておるといたしますならば、
摩擦は起らないで済みますようけれ
ども、やはり問題が起つて来ると思
うので、そういう調節をはつきりどつ
か指示する必要があるのではないか、
こういうふうに思われます。その必要
はないと考えられるならばそれでいい
わけでありますが、しかしやはり問
題は残るといふことだけは考へて実
施しなければならぬと思ひます。

もう一つ聞いておきたいことは、一
体これに対する本年度を通じての予算
というものはどれくらい持つておられ
るのでありますか。

○編説明員 この急傾斜地帯の予算案
であります。二十七年年度において決
定されております予算は、土壌保全対
策費といつたしまして千九百五十七万
千円でございます。そのほかに農道の
開設、改良費といつたしましては、た
だいま大蔵当局と折衝中でございます
ので、まだ決定にはなつておりませ
ん。

○竹村委員 そういたしましたすと、予算
面から見ますと、これは単独立法とし
て出されておりますけれども、いわゆ
る土壌の改善を行うというので、一
般的に食糧増産費の中に入つておるも
のを、一応こういう単独立法をこしら

えを、一応こういう単独立法をこしら

でそこへまわすということになるので
ござりますか。

○坂本(實)委員 たゞいま説明員から
説明申し上げました通り、土地改良事
業費の一部にこれが入つておるのであ
りますが、これでは非常に不十分であ
ります。従つて単独立法をつくりまし
て、従つて単独立法をつくりまして
さらに予算もより多く確保いたした
い、こう考へておるわけでありませ
ん。

○竹村委員 それで当然この法律をつ
くらなくても、結局土地改良費に土
壌の問題としてもうすでに千九百五十七
万ですか、それが含まれておりました
ところが今の説明で行きますと、それ
はそれとして、今度とにかく新しく予
算を獲得するためにとおつしやるので
あります。それでは今度追加予算等
を組むことを予定しておられるので
ござりますか、その点どうですか。

○坂本(實)委員 この立法が通過いた
しますならば、なるべく早い機会に
予算の要求をいたしたいと考へてお
ります。もちろん補正予算等の際には
だちに取上げてもらうように促進いた
したい、こう考へております。

○松浦委員長 足應覽君。
○足應委員 お伺ひいたしたいこと
は、第二條の一過重な労働を必要とす
る」といふいづゆる法の定義について
であります。過重な労働というよう
な言葉は、必ずやいづゆる言葉が使
つてありますが、これはどういふ意味
ですか。

○講師神岩太郎君 「過重な労働」とお
説のようにきわめて抽象的に表現され
てはありますが、今の竹村君からの御
質疑にもありました。傾斜度を幾ら
にするかということは大體提案者側で

は二十度以上という考へを持つてお
りまして、そして高いところは標高四百
メートルくらいになるのであります。そ
れで收穫物、肥料、農耕資材などの運
搬は、牛馬も車も全然使えないのであ
ります。従つて、全部人の肩によつて運搬さ
れておるのであります。普通の人では
はステッキ一本持つて上りおりしても
なかくできないところを、しかも荷物
を持つてやつておるのでありますから、
必然的に過重労働になることは免れな
いのであります。これが急傾斜地
帯における一番大きな問題になつてお
ります。また一方においては、平坦地
と比べて何ら科学的な施設がないので
あります。それから、教倍の労力を要し、
いづゆる労働生産性というものが平地
に比べて非常に低いのであります。低
い上に今言う道路はないし、運搬機
具はないし、この過重労働が免れぬ
のが急傾斜地帯の特異性でありま
す。

○足應委員 講師神岩さんの御説明で大
體わかつたわけでありましたが、そうし
ますと過重な労働というものの判定は、
牛馬車その他農機具は用いられないの
で、人力をもつて肥料の運搬あるいは
收穫物の運搬その他生産に必要ないろ
いろな仕事をやる場合を大體漠然とさ
すわけ、ほかには何もないわけでは
ない。その辺が、今後の指定を行つて行
く場合には、必ずやいづゆる言葉が使
つておる問題が起ると思ひます。はつ
きりしておいていただかないと困りま
す。

○講師神岩太郎君 お説の通りに非常
に抽象的ではあります。この過
重な労働ということは何れに傾斜度によつて
非常に違つておるわけでありまして、十五度

非常に違つておるわけでありまして、十五度

くらしい傾斜面と五十度以上による所
とではたいへんに違ふわけでありま
す。この過重労働の度合いというもの
も傾斜度によつて判定しなければなら
ないし、また農道とか索道とかいふも
の設備ができて来れば、そういう過
重労働は解消し得るわけでありまして、
はなはだ抽象的のようではありませんけ
れども、これをはつきりした言葉で表
現することは私は不適當ではないかと
思うのであります。大体二條の過重勞
働という問題と、もう一つは、つまり
非常に努力を要して労働生産性の低い
という問題を改良しようとするのがこ
の法律の主目的と私たちは考へてい
るわけでありまして、そういうふうに御了
解をお願いしたいと思います。

○足鹿委員 大分はつきりして来たの
ですが、たとへばこの過重な労働を特
に軽減して行くために農道を施設する
という一例がありました。私も愛媛県
のあの急な段々畑の実情はよく知つて
おりますが、あのようにならぬだけをも
つてしてはとてい解決のつかないよ
うな地帯が全国にたくさんあります。
そこら辺になりますと、判定上非常に
むずかしい問題が私に出ると思ひ
ます。農道をつけても人間が上りお
りするのには至らない場合もあつて、
生産物や肥料やその他のものを自由に
運搬するには至らない場合もありま
す。従つてこれは千種万様であり、非
常に漠然とした言葉を使つておいて
なる。これをはつきり規定することは
困難でありまして、この解釈につ
いてはきつめて弾力性のある解釈をお
とりにならないと、これは地域指定の
問題あるいは地帯指定の問題でいろ
いろな問題が発生すると私は思ひます。

質問申し上げておるわけでありまして。
この点については、これを一律のもの
でもつて條件つけて行くというような
御意思はありませんでしようね、その
点もはつきり伺つておけば幸いですと思
ひます。

○農師神岩太郎君 ちよつと今の足鹿
委員の御質疑の一律云々ということ
も一度おつしやつていただきましたと
思ひます。

○足鹿委員 これは提案者はいろ／＼
とよくのみ込んでおいでになるでしよ
うが、しかしこれを行政官が執行して
行きます場合には、いろ／＼な過重な
労働等については一体どう考へてす
か。またさらにこの定義の具体的条件
とかいろ／＼なものが考へられると思
ひます。

〔委員長退席、平野委員長代理着
席〕

そうしたときに、ある諸条件をこれに
くつつけて、それに欠くるものは該當
しないというようなことが往々にして
あるのです。そういうことがなければ、
いわゆる弾力性のある解釈として、
今あなたがおつしやつたように、
荷馬車あるいは牛馬車その他で運搬が
できないような所というような解釈
で、いわゆる事務当局の間においても
ある程度話し合ひがついておれば、私
はそれでよろしいと思ひます。これは執
行していろ／＼な問題が起つて来ると
ややくつくなつて来る、そういうこと
を言つておるのです。

○農師神岩太郎君 今の足鹿委員の御
説私にもとより同感なのであります。
何しろ今の農道の問題にしても、これ
までの農道の問題が取り上げられてお
りますが、これはほとんど平坦地に限ら

れておると言つてもよくくらしいな状態
であります。これまでの農地改良は、用
水にしろ排水にしろため池にしろ、ほ
んど平坦地の施設であるのでありま
す。この急傾斜地帯の住民というもの
は、ほとんど宿命的なものとしてこれ
まであきらめを持つておつたのであり
ますが、たゞ／＼戦時中から食糧の供
出問題あるいは税金の過重問題が伴
つて来て、これではやりきれないとい
う住民の認識が忽然と起つて参りまして、
これは二十四年私が農林委員会にお
りますときに、委員会へも委員派遣を
懇請いたしました。なお農林当局も
實地についてこれを調査いたしました。G H
Qの方からも調査をされました。今日
では一般の認識というものが非常に強
くなりまして、こういう法案を提出す
る運びになつたのであります。ま
る三年を要しておるわけでありまして、
それで先ほど申し上げましたように、法
案の内容としては過重な労働を必要と
するということは非常に抽象的な問題
でありまして、私たちが同感なのであ
ります。これにかわるべき表現の方法
があればと思つて、いろ／＼こちらも
考へてみたわけでありまして、また法
制当局ともいろ／＼相談したのであり
ますが、なか／＼適当な文句がみつか
らないので、こういう抽象的な文字を
使つておられますけれども、實際問題と
しては、何ゆゑに過重かという問題の
尺度というものは、この傾斜度によつ
て非常に差異があるわけでありまして、
今言つた農道の問題で私たちが一例と
して考へておることは、平坦部におけ
る農道とは違つて、標高の高い所など
は環状的に、鉢巻式に一つの農道をつ

くつて、それから簡易な索道をつくつ
て、そこへ收穫物を寄せてそれから下
におろす、こういうようなことも考へ
られておるわけでありまして、標高の高
い所、四百メートル近い所でリヤカー
をひつぱれるくらしい農道をつくるこ
とは容易な問題ではありませんから、
また急傾斜地帯にそういうものを全
面的にやるといつたところで、予算が
伴うわけではないのでありますから、
その特異性を見て、そういう標高の高
い所は、下から荷物運ぶというより
はむしろ環状的な農道をつくつて、そ
こへ收穫物をできるだけ寄せて、そ
して簡易な索道でおろす、こういうこと
も一面において考へられておるわけ
であります。これは場所によりまして
は、むろん農道をつけて馬車なりある
いは大八、三輪車なりを使用し得る所
もあるわけでありまして、これも予算と
ならみ合せなければならぬのでありま
して、いろ／＼特殊な施設をやりたい
所はありますけれども、今申し上げた
ような点においてはなほ足らぬと思
ひますが、御了承をお願いいたした
いと思ひます。

○足鹿委員 いろ／＼むずかしい問題
のようでありまして、實際急傾斜地帯
の農民は非常な苦勞をしておられます
から、よくわかるのであります。地帯
なり地区を指定する際にこれが物議を
かまさないで、こういう法律をつくる
以上は、できる限り広く解釈をして行
くべき性質のものである。あまりこれ
らにいろ／＼な条件をくつつけて適用
の範囲を狭めることのないように、よ
く今後の施行上において留意を煩わし
たいというのが私の真意であります。
それから第二に伺ひますが、過重な

労働を必要とする農地「農地」といふ言
葉で表現してありますが、先刻の課長
のお話によりますと、十五度ないし二
十度の畑地が四十九万九千町歩あると
いうお話でありましたが、この農地は
畑地のみをさすのですか。段々畑はそ
の程度の差こそありますが、山村に行
きますと水田の場合にはこれに該當す
る地帯は相当私にはあるのではないかと
思ひます。先刻の説明員のお話で、畑
地の例をお引になりましたので若干
疑問がありますが、どうですか。

○農師神岩太郎君 この問題は畑地に
限定しては行かないのであります。一
つは、この法案の中心になります一つ
の問題として、エロージョンの問題が
あるのであります。結局表土の流亡の
問題であります。これは畑地におい
ては傾斜度の強いほどエロージョンの
現象が起つて来るのであります。けれ
ども、たんぼにおいてはこの問題がない
のであります。また大体水田であり
ます所は、こういう田畑式のものが大
くさんありますが、ある所ではある程
度までは牛馬耕が伴ひ得るものが大部
分を占めておると思ひます。

それでこれを除外しておるわけではな
いのであります。面積からいつても
畑の方がはるかに広く、またさうい
う関係で中心の問題でありますエロージ
ョンの問題については、畑地とか違つ
た関係がありますので、その点は別に
ここに區別をしては行かないと思ひま
す。別に畑地にたんぼを除いては行
くべき性質のものである。あまりこれ
らにいろ／＼な条件をくつつけて適用
の範囲を狭めることのないように、よ
く今後の施行上において留意を煩わし
たいというのが私の真意であります。
それから第二に伺ひますが、過重な

労働を必要とする農地「農地」といふ言
葉で表現してありますが、先刻の課長
のお話によりますと、十五度ないし二
十度の畑地が四十九万九千町歩あると
いうお話でありましたが、この農地は
畑地のみをさすのですか。段々畑はそ
の程度の差こそありますが、山村に行
きますと水田の場合にはこれに該當す
る地帯は相当私にはあるのではないかと
思ひます。先刻の説明員のお話で、畑
地の例をお引になりましたので若干
疑問がありますが、どうですか。

○足鹿委員 了承しました。農地は畑
のみ限定しないといふはつきりした
御答弁でありますから、これ以上申し
上げません。

次に「農地が集团的に存在する地帯」という言葉を使つておられますが、集團する地帯というのは、その範圍はどうかというものであります。これは積雪寒冷單作地帯振興臨時措置法で地帯を指定しております際にもしばしば問題が起きているのであります。そして法三條においては地区という言葉が使つてある。地帯と地区という言葉の範圍、その解釈はどういうふうな考えられておるのでありますか、お伺いいたします。

○農師神若太郎君 集团的に存在する地帯ということも、またきわめて抽象的な表現でありまして、つかみどころがないようでもあります。これは提案者の側においても意見のわかれる点はまだあるのであります。たとえば面積を基準としてこれを取上げる場合においても、集團しておるのが十町歩を單位とするか、あるいは二十町歩を單位とするか、五十町歩を單位とするかという問題が具体的に起つて来ると思ふのであります。急傾斜地帯の分布状態は、九州にも一部分ありますし、瀬戸内海が最も典型的なものであり、四国四県、兵庫、和歌山、静岡、神奈川という方面が非常に多いのであります。私たちが考えからすると、これは私の考えであります。單位十町歩とか二十町歩とか集团的に單位を面積できめるといふことが妥当であるか、あるいはその村なり郡なりあるいは県なりの全耕地に対する急傾斜のパーセンテージによつてこれをきめるべきか。たとえば具体的に言えば、全耕地が一町歩あれば、その五〇%以上の急傾斜地帯であるということ、あるいは全耕地の五〇%しか急傾斜地帯がな

い所とか、これは単に反別できめるといふわけには行かない。金をわけるとら一反歩でものけることはできると思ひますが、施設を加えるということになると予算が伴わなければならぬのであります。どこに重点を置くか、どこに基準を置くかという問題は、結局今の全耕地に対する急傾斜の比率の問題が一番の中心とならなければならぬのではないかと。農民の立場を考へるときには、私はそういう気持もするのであります。それは農林省が実際に計画を立てる場合において、十分検討されるようにいたしたいと思ふのであります。この法案の中にはそのはつきりした線を出しておられませんけれども、そういう考え方が成り立つわけだと考へておるわけでありませぬ。

○足産委員 考へ方としてはそういう考へ方はわかりませんが、現実に二條と三條に、地帯という言葉と地区という言葉、あるいは地区の一部または全部というふうな言葉が出て来ているのであります。従つて、農師神若さんはそういう考へであるかもしれませんが、やはり行政を執行して行く事務当局については、おそらく何らかの御意見があると思つておるのですが、この執行については大体農林省のどの部局が担当するのですか。こういう問題はここで軽率な審議をしておきますと、先で必ずつかえて来るから、その点は明らかにしておかなければならないと思ふのであります。

○野原政府委員 この扱い方につきましては農地局に扱わせるつもりであります。農地局の中ではないらわかれしておりますけれども、仕事は開墾建設

の關係が多いだらうと思ひます。なおその他いろいろ關係のある課全部が内部で仕事の分担を一応きめたいと思ひますが、まだ具体的な問題はきまつておりません。今後法案が成立しました場合は、それに対応した態勢を十分整えて行きたいと考へております。

○足産委員 先刻の資料では畑地四十九万九千町歩、二十度以上十三万三千二百二十町歩というお話でありましたが、該当水田はほかどの程度ありますか、それと今お話になつた資料の出所を伺いたい。

○堀説明員 水田につきましては、大体十度以上と目されるものが二十八万四千八百六十町歩、これのパーセンテージは、水田に對しまして九・二%に相当いたしております。それから二十度以上と目されるものは、水田におきまして一万三千六百八十一町歩でございます。〇・五%に相当いたしております。これが資料の出所は、昭和十七年一月一日現在で、前の帝國農會が調査をいたしました数字に準拠いたしております。

○足産委員 政府の責任ある資料とは言いかねるわけですが、帝國農會が調べたものでおやりになつておるわけですか。

○堀説明員 その通りであります。先ほど申し上げたように、正確な調査は今のところまだできておりません。

○足産委員 そうしますと今まで御質問申し上げた点で、こういう重要な法案が提案者と行政執行部の間に十分な御連絡がないような印象を私も受けて、非常に遺憾に思ふのですが、その点については十分御連絡になつておりますか。これは農地關係で御担当に

なるようであります。そういういたしますならば、これは大きな農地行政の一つだらうと思ふのです。この法案自体に對してはよく言つておるのであります。せんが、この執行については非常に大きな問題だらうと思ふのですが、農地局長もおいでになつておられないし、資料は古い帝國農會、いわば今から十年前前ですか、かびのはえたような資料でおやりになつておる。私も実は意外に驚いて驚いたわけですが、その点は實際自信があるのですか。何か非常にたよりないような感じを受け

○堀説明員 ただいまたいへん古い資料でお叱りを受けておるのであります。目下農地局におきましても土墾保全關係あるいはその他のことで土地改良地区の面積を調べてはおります。ただ調べておりますけれども、全国一律な條件のもとで調べた数字がまだまづつておらないのでございませぬ。また、やむを得ず古い資料の数字を申し上げたわけでもあります。しかしこの古い資料も、その後戦時、戦後を通じて、多少農地の政廢もありまして、幾らか相違する点はあるようでありませぬ。大体の傾向といたしまして御説明申し上げるには十分だといふ考へ方で、今数字を申し上げたわけでありませぬ。

○足産委員 地帯というものの概念と、地区というものの概念とは、面積では区切らないというお話がさつきありましたが、大体どういふふうな連なりですか、その点はもう少し明らかにされた方がいいのではないと思ひます。

○堀説明員 地帯と申しますのは先ほど

ど農師神先生からお話がありましたように、大体急傾斜地を非常に多く含む、たとえばパーセンテージでいえば三十パーセント以上とか五十パーセント以上ということになります。そういうふうなことに多くなるが、その中で一つの区域を限りまして仕事を進めて行くという考へ方から、その地帯に含まれた区域については農林大臣が指定する、こういうふうになつておるわけでございます。一地区々々々々について指定するというわけはございませぬ。

○足産委員 そういたしますと、地帯というものは農林大臣が指定しますが、大体県單位でありますか。さうな農地が集团的に存在しておる場合は、府県の行政区域等にこだわらないで、農林大臣は指定して行くのであります。この点はいかがでありますか。

○堀説明員 農林大臣が指定いたしました場合は、府県の全部であるか、あるいは府県のうち、單位は大体郡になると思ひますが、郡までを單位として、何郡をその地帯とするというふうな区域を指定して行きたいと思つております。それから県におきまして実際に計画を立てます場合には、市町村及びその市町村の一部について指定するというふうになつております。

○足産委員 これ以上は少しくどくなるようでありますから、私はまだいろいろ疑義がありますが、第二條の質問はこれでやめます。

第三條から第九條まで、第十二條から第十五條までは積雪法に準拠しているというふうなものであります。すなわち振興計画の問題であるとか、その

他指定に至る善後措置といいますが、
そういつたようなことが言つてある
ようでありませんが、特に目立つて積
累法と違ひますのは、このような地
方住民が非常に恩恵を受けるか受け
ないかというような判定をして行くま
た推進をして行く審議会に、積累法の
場合には衆参両院の国会議員が委員
の中に加わつております。これは
われ／＼が当初もらつた資料には載
つておつた。ところが今度本提案にな
つたものには、はつきりこれが削除
してある。その削除された理由はどう
いうわけでありませうか。積累法に準拠
して行かれるならば、積累法の適用面
積は広い。これはそれよりも狭いとい
うふうなことはなしに、法案そのも
の持つ重要な意義からいつて、何ゆ
えに国会議員を削除しなければならな
かつたか。その経緯なりお考えをお聞
かせ願ひたい。

○坂本(實)委員 お答えを申し上げま
す。国会議員は国権の最高機関である
という立場からいたしまして、このよ
うな審議会に、その席を連ねますこと
は、むしろやめて、そうしてその審議
会等においてできたものをさらに国政
全般の立場から見ることが妥当ではな
いかというようない意見からいたしまし
て、この法案の中では削除いたしましたわ
けであります。

○足鹿委員 多分さうにおつしやる
だろうと思つておりました。そうしま
す積累法には国会議員のあることは、
これは矛盾ではなくして、今後は新し
いという考え方でお取扱いになつて
行くという政府のお考えでありますか。
坂本さんのお考えもわかることはわか
るのですが、一方におきましては、国

會議員がはつきり載つておる審議会も
たくさんあります。必ずしも国権の最
高機関であるがゆゑに除かなければな
らぬということ、これは表面の理
由としては通りませんが、しかし実際
上においてかような法案を推進し、ま
た予算の措置を確保して行くというよ
うな面については、また別個の点から
意義もあらうと思ひます。またほと
うに地方住民の意思が国会議員を通じ
て、いわゆる官吏やその他いろいろ
人たちの口を通じては言えないような
ことが、議員としての立場からさらに
述べられる場合もあります。長所もあ
りませうし、短所もありません。

私はさういふ坂本さんの一般論では
納得の行かぬ点があるのですが、農林
省もさういふお考えでありますか。
この点をひとつ承りたい。

○井上(實)委員 関連してついでに聞
いておきたいのです。もし国会議員を
かくのごとき審議会に参加させて弊害
が生ずるといふようなことが、たとえ
ば積累法の場合、現実になりました
か。現実には積累法の施行にあつて、
国会議員が審議会に列席することによ
つていろいろ／＼な弊害が生じておると
いふような具体的な事実があつて、この
委員会には参加させない方がよい、こ
ういふことになりましたか。そこらの
点を明らかにしてもらひたい。

合、これこそ弊害が生ずるのでありま
す。これこそ問題を起すのでありま
す。これは全然さういふ地帯に關係の
ない公平な第三者の議長なり市町村長
なりを選ぶというならば別であります
けれども、どうしても事態をよく把握
し、事態をよく審議する必要がある。当
該地帯の市町村長、議長を選ばれる危
険が非常に多いのであります。これら
の者こそこの審議会から除くべきであ
ります。それをどういふわけであらう
ごとき者を入れたかということをお聞
かしてもらひたい。

○平野委員長代理 ちよつと申し上げ
ますが、この審議会に国会議員が入る
か入らぬかという問題が今足鹿君から
政府にお尋ねがありました。これは
国会みずからきめるべきことであつ
て、政府に關係がないことですから、
提案者からお答え申し上げるのが妥
当だと思ひます。

○坂本(實)委員 積累法に規定いたし
ております審議会に国会議員が参加し
ておりますが、この法律では、これを
削除いたしました。積累法の場合に国
會議員が入つておつて、何か欠点があ
つたというようない意味ではございま
せん。この法律はこの法律という立場に
おいて実は規定をいたしたのでありま
す。

それから關係市町村長あるいは県會
議長等を入れることは、あまりにも関連
が多いので、やめたいといふやないか
という御意見であります。これは農
林大臣が任命をするということになつ
ておりますけれども、十分御意見のと
ころは尊重いたしまして、さういふこと
がないようにいたしたいと思ひます。

ておきたいと思ひます。第十條に關連
してありますが、非常に大げさな表現がし
ておるのです。いわゆる土地生産の基
礎條件を整備して行くということが、
流れておる根本なのですが、表現して
ありますことは非常に大きくなつてい
る。そしてそれを達成して行くために
急傾斜地帯の農業振興計画をつくらせ
るというこの法案は規定してお
ります。これは積累法と同様でありま
すが、どうも積累法の例から考へてみ
ますと、振興計画というものは
当局で非常に軽く扱われている。町村
が懸命の努力を拂ひ現地において一生
懸命つくつた振興計画というふうなも
のが、若干のフアクターとして取扱わ
れるにすぎない。事実私どもはこの点
非常に遺憾に思つてゐる。これは予算
の關係とかいろいろやむを得ない点
あるうと思ひますが、この法案にも
たまたま農業振興計画というものを
規定してありますけれども、
振興計画の樹立の仕方、その内容の
もなる点、またこれをどの程度ほん
とに取上げて行かれる考へてありま
すか、これは積累法の場合から私しま
じみ感じておりますので、特にお伺
したい。

○坂本(實)委員 農業振興計画を樹立
いたします際に、いろいろ／＼膨大な資料
を作成するために時間がかかり、ある
いはまた費用を要するといふようなこ
とについては、いろいろ過去の事例が
あるのです。私もといたしま
しては、もちろん予算の關係等もあり
ますので、今ここに農業計画の内容と
して四項を列記しておるのであります
が、順次第一にはこれをやる、第二
次にはこれをやる、第三次にはこうす

るといふふうに段階を設けてやること
が一番妥當ではないかと考へておりま
す。たとえば第一項における農地の保
全及び改良に関する事項、あるいはま
た第二項の農業用道路の整備その他過
重労働の軽減に関する事項というよう
な問題をまず取上げ、それからさらに
三項、四項の問題に行くというよう
に、総合的に何もかも取上げるとい
ふような計画の立て方をすることをや
めて、重点的に計画を実施してやつた方
がよいのではないかと考へておりま
す。そしてなるべくむだのないように
いたしたいと考へてゐるわけであり
ます。

○足鹿委員 そうしますと、積累法の
場合は五箇年の臨時法でやりました
が、この場合期限はどうなるので
すか。

○坂本(實)委員 ただいまの期限の問
題であります。これはさきに特殊土
地帯の法案が出まして、それになら
つてこれを五箇年といたしました。従
つて実はこれは正誤表を出したのであ
りますが、五箇年ということにいたし
ております。

○足鹿委員 そうしますと、大体積累
法は五箇年で、これは去年から発効し
ておりますが、積累法の適用地帯とこ
の法の適用地帯が一緒になる場合もあ
ると思つてゐる。そういう場合、両者
の適用を受けたその地方の住民は、農
業生産力の向上なり生産の基礎條件の
整備には非常に優位な立場に立つとい
うふうには解釈してよろしいのですか。

○薬師神岩太郎君 十分さういふ
にダブル所ができて来ると思ひます。
○足鹿委員 それについては別にど
ちらを優位にするといふことはなく、両

方の法律による恩恵は十分に享受し得るわけですね。

○農林部次官 其の通りと考えております。

○井上(農)委員 私提案者ですが、かみんじんとを相談を受けておられますので……大体本案には全体的に賛成であります。この予算的処置がはつきりしない。つまり第六條の第三項に「政府は、毎年度、国の財政の許す範囲内において、第一項の農業振興計画を実施するために必要な経費を予算に計上しなければならぬ。」というふうなことがありますが、その法律がかりに国会を通過しても、この事業は予算的処置の裏づけがないことになりませんか。この点はどうかですか。事務局に聞きます。

○野原政府委員 一応法文の上ではその通りですが、予算の許す範囲内において予算化することなのでありますから、この法案が成立しましたあつかいにおいては、できるだけ早い機会において極力この予算化の実現に努力したい。また二十八年度予算にはこの法案の趣旨を強く要求いたしまして予算化をはかりたい、かように考えております。

○井上(農)委員 その千九百何ぼの金は当然予算に組んであるものでありますから、そのままこの仕事の分に充当されて行くというふうに考えております。

○井上(農)委員 その千九百何ぼの金は当然予算に組んであるものでありますから、そのままこの仕事の分に充当されて行くというふうに考えております。

○井上(農)委員 その千九百何ぼの金は当然予算に組んであるものでありますから、そのままこの仕事の分に充当されて行くというふうに考えております。

○井上(農)委員 その千九百何ぼの金は当然予算に組んであるものでありますから、そのままこの仕事の分に充当されて行くというふうに考えております。

○井上(農)委員 その千九百何ぼの金は当然予算に組んであるものでありますから、そのままこの仕事の分に充当されて行くというふうに考えております。

○井上(農)委員 その千九百何ぼの金は当然予算に組んであるものでありますから、そのままこの仕事の分に充当されて行くというふうに考えております。

○井上(農)委員 その千九百何ぼの金は当然予算に組んであるものでありますから、そのままこの仕事の分に充当されて行くというふうに考えております。

○井上(農)委員 その千九百何ぼの金は当然予算に組んであるものでありますから、そのままこの仕事の分に充当されて行くというふうに考えております。

○井上(農)委員 その千九百何ぼの金は当然予算に組んであるものでありますから、そのままこの仕事の分に充当されて行くというふうに考えております。

○井上(農)委員 その千九百何ぼの金は当然予算に組んであるものでありますから、そのままこの仕事の分に充当されて行くというふうに考えております。

○井上(農)委員 その千九百何ぼの金は当然予算に組んであるものでありますから、そのままこの仕事の分に充当されて行くというふうに考えております。

○井上(農)委員 その千九百何ぼの金は当然予算に組んであるものでありますから、そのままこの仕事の分に充当されて行くというふうに考えております。

○井上(農)委員 その千九百何ぼの金は当然予算に組んであるものでありますから、そのままこの仕事の分に充当されて行くというふうに考えております。

昭和二十七年四月九日印刷

すが、さしあたりこの法案が通りまると、土地改良等に組んである土壌改良のための一千九百七十万円約二千万円は、この急傾斜地帯の農業計画に基づく改良事業にまわされる金ですか。そこをばつきりしておいてください。

○野原政府委員 二十七年予算に見てありますのは、急傾斜地帯の計画に基く以前に、すでにこうした土壌改良等に對する対策として見ているわけでありまして、それが急傾斜地帯の対策として使用されるというふうなことでありまして、その計画を立てた上でこれが配分されるという筋のものではなくて、すでに一千九百何ぼ程度の金はちゃんと使った準備ができて、それぞれ予算の配分が近く決定する運びになっております。

○井上(農)委員 その千九百何ぼの金とが関係ない予算である、こういうことと言えないですか。

○野原政府委員 非常に密接な関係は持つておりますが、この法案によつてできたものではない。法案の方が遅れておりますので、一応この予算は法律に關係なしにできたものであります。しかし關係はあります。

○井上(農)委員 もう一度伺いますが、政府が予算に計上してあります約二千何ぼの土壌改良等の経費は、畑地等の土壌改良を主としてやりたいというところでの予算が組んであつて、たまたまこの法律ができるので、そうするところの法律に適用される部分の中に入ります、こう解釈していいですか。

○野原政府委員 御見解の通りでございます。

○井上(農)委員 その千九百何ぼの金は当然予算に組んであるものでありますから、そのままこの仕事の分に充当されて行くというふうに考えております。

○井上(農)委員 その千九百何ぼの金は当然予算に組んであるものでありますから、そのままこの仕事の分に充当されて行くというふうに考えております。

○井上(農)委員 その千九百何ぼの金は当然予算に組んであるものでありますから、そのままこの仕事の分に充当されて行くというふうに考えております。

○井上(農)委員 その千九百何ぼの金は当然予算に組んであるものでありますから、そのままこの仕事の分に充当されて行くというふうに考えております。

○井上(農)委員 その千九百何ぼの金は当然予算に組んであるものでありますから、そのままこの仕事の分に充当されて行くというふうに考えております。

○井上(農)委員 その千九百何ぼの金は当然予算に組んであるものでありますから、そのままこの仕事の分に充当されて行くというふうに考えております。

○井上(農)委員 その千九百何ぼの金は当然予算に組んであるものでありますから、そのままこの仕事の分に充当されて行くというふうに考えております。

○井上(農)委員 その千九百何ぼの金は当然予算に組んであるものでありますから、そのままこの仕事の分に充当されて行くというふうに考えております。

○井上(農)委員 その千九百何ぼの金は当然予算に組んであるものでありますから、そのままこの仕事の分に充当されて行くというふうに考えております。

○井上(農)委員 その千九百何ぼの金は当然予算に組んであるものでありますから、そのままこの仕事の分に充当されて行くというふうに考えております。

○井上(農)委員 その千九百何ぼの金は当然予算に組んであるものでありますから、そのままこの仕事の分に充当されて行くというふうに考えております。

昭和二十七年四月十日発行

は、政府は別途積集法による公共事業経費として確かに四十五億くらいを新年度の予算に見積つておられると思ふ。私はばつきり数字は覚えておりませんが、そうしますと畑地方面の土壌改良その他に、この法律が通つて政府は一体どのくらい予算を必要とする見解をお持ちになつておりますか。そのばんをはじいたことがありますか。一応伺いたい。

○野原政府委員 積集法の予算の關係は土地改良におきまして四十億、農業改善におきまして五億を予定しているものであります。その中には当然一部が今回御提案になりました、急傾斜地の關係の地帯に土地改良等の費用として振り向けられる予算もある程度含まれていて、私は考えておりますけれども、それがどのくらい入つていられるかというふうな具体的なことは、今はつきりいたしておりません。

○井上(農)委員 私の聞いておりますのは、この法律が両院を通過いたしましたいよいよ実施に入るといふ場合、政府としては急傾斜地帯の農業振興に必要とする予算的処置はどのくらいであるか、たとえば五箇年計画でもつてやらなければなりません、その場合第一年度の予算は補助金としてこれこれ、金融としてはこれこれ、というものが全体の――先に申します十五年度ないしは二十年度の傾斜地帯の改良のためにこれこれのものを必要とする。こういう予算的な大体的見当をつけておかなければ、この必要な経費を予算に計上するといふ意味がなくなつて来るのであります。だから、おおよそどのくらい初年度で必要とし、全体でどのくらい見込

んでいるかということですか。それを伺いたい。

それから今、政務次官は、積集法による経費が一部この法律の方に振り向けられるであろうといふことを言われておりますが、それはちよつとおかしいと思つております。というのは、積集法は積集法に基く必要な事業計画を立てまして、それに基いて予算を要求して行つておりますから、この法律は全然問題にならぬ。そこでかりに畑地その他等についての必要な計画がございませすれば、その分の何ぼぼは寒冷地帯の方のこれこれの急傾斜地帯の改良事業に使うということが明らかにされませんと、實際農民の方は大きな期待を見ておりますから、予算的裏づけのない法律を通してぬか喜びさせておつたのでは、われわれの任務を果されませんから、予算的裏づけはこうなつておつて、初年度はこうなつていられる。さしあたり今年組んだ予算の中からもこれこれの方向に使えらるであらう。これは本年の修正予算にはこうする。二十八年度にはこうなつて行くというところを明らかにせられて、われわれは当該の關係農民に法の趣旨を徹底させる必要があらう。その場合どうしても予算的裏づけというものが具体的に必要になつて来ますから、その点をひとつよくわかるように御説明願いたい。

○野原政府委員 この法案が通過しましたあかつきにおいては、もちろんそれに伴う予算的措置が事前に考慮されなければならぬわけでありまして、この法律がまだ二十七年の予算編成期において準備されていなかった。今回初めて出たわけでありまして、従つて二十七年の当初予算には、この問題

は初めから考えておらなかつたわけでありまして。ただたまたま先ほども申しましたように、積集法にいたしまして、あるいはまた一般の土地改良事業におきまして、政府は全国的にできるだけ多く土地改良事業をやらう、あるいはまた積集地帯に對しても、小規模の事業等をできるだけやるというふうに進めておられますので、この急傾斜地の地域等が決定いたしますと、おそらくその中にはある程度ダブつたものもあるであらうといふことは想像されるわけですね。どの程度ダブつておるかというところは、まだ地域の指定もなければつきり地区がわかつていない今日において、ただちにどれだけあるかといふことをおつしやられまして、はつきりしたことは申し上げられない。多分ある程度のは、すでに予算的に考へられておるものもあるはずであるといふやうに、概念的に考へられるわけでありまして、その程度の御答弁でひとつ御満足をいたしたいと思います。

○平野委員長代理 本日は午後一時からこの部屋で通産、建設、経済連合審査会もあらうので、次回は公報をもつてお知らせすることといたしまして、本日はこれにて散会いたします。

午後一時十九分散会

○野原政府委員 この法案が通過しましたあかつきにおいては、もちろんそれに伴う予算的措置が事前に考慮されなければならぬわけでありまして、この法律がまだ二十七年の予算編成期において準備されていなかった。今回初めて出たわけでありまして、従つて二十七年の当初予算には、この問題

は初めから考えておらなかつたわけでありまして。ただたまたま先ほども申しましたように、積集法にいたしまして、あるいはまた一般の土地改良事業におきまして、政府は全国的にできるだけ多く土地改良事業をやらう、あるいはまた積集地帯に對しても、小規模の事業等をできるだけやるというふうに進めておられますので、この急傾斜地の地域等が決定いたしますと、おそらくその中にはある程度ダブつたものもあるであらうといふことは想像されるわけですね。どの程度ダブつておるかというところは、まだ地域の指定もなければつきり地区がわかつていない今日において、ただちにどれだけあるかといふことをおつしやられまして、はつきりしたことは申し上げられない。多分ある程度のは、すでに予算的に考へられておるものもあるはずであるといふやうに、概念的に考へられるわけでありまして、その程度の御答弁でひとつ御満足をいたしたいと思います。

○平野委員長代理 本日は午後一時からこの部屋で通産、建設、経済連合審査会もあらうので、次回は公報をもつてお知らせすることといたしまして、本日はこれにて散会いたします。

午後一時十九分散会

○野原政府委員 この法案が通過しましたあかつきにおいては、もちろんそれに伴う予算的措置が事前に考慮されなければならぬわけでありまして、この法律がまだ二十七年の予算編成期において準備されていなかった。今回初めて出たわけでありまして、従つて二十七年の当初予算には、この問題

は初めから考えておらなかつたわけでありまして。ただたまたま先ほども申しましたように、積集法にいたしまして、あるいはまた一般の土地改良事業におきまして、政府は全国的にできるだけ多く土地改良事業をやらう、あるいはまた積集地帯に對しても、小規模の事業等をできるだけやるというふうに進めておられますので、この急傾斜地の地域等が決定いたしますと、おそらくその中にはある程度ダブつたものもあるであらうといふことは想像されるわけですね。どの程度ダブつておるかというところは、まだ地域の指定もなければつきり地区がわかつていない今日において、ただちにどれだけあるかといふことをおつしやられまして、はつきりしたことは申し上げられない。多分ある程度のは、すでに予算的に考へられておるものもあるはずであるといふやうに、概念的に考へられるわけでありまして、その程度の御答弁でひとつ御満足をいたしたいと思います。

○平野委員長代理 本日は午後一時からこの部屋で通産、建設、経済連合審査会もあらうので、次回は公報をもつてお知らせすることといたしまして、本日はこれにて散会いたします。

午後一時十九分散会

衆議院事務局

印刷者 印刷局